

(公 印 省 略)
建 指 第 2 3 4 5 号
令 和 5 年 3 月 2 3 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県まちづくり部建築指導課長

建築基準条例の一部を改正する条例の公布について（通知）

令和5年3月22日付け号外にて建築基準条例の一部を改正する条例（令和5年兵庫県条例第20号）を公布しましたので、下記の関係資料を添え通知します。

記

- 1 令和5年3月22日付け兵庫県公報の写し
- 2 建築基準条例新旧対照表

問合せ先：兵庫県まちづくり部 建築指導課建築指導班 担当：大橋 Tel：(078)341-7711（内線）4720 Fax：(078)362-4455

新旧対照表

現 行
<p>(一定の複数建築物に対する制限の特例)</p> <p>第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内に<u>建築される</u>1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定(以下この条において「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に<u>存することとなる</u>各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。</p>
改 正 案
<p>(一定の複数建築物に対する制限の特例)</p> <p>第27条の6 法第86条第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による許可を受けた一団地内において<u>建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする</u>1又は2以上の建築物に対する第4条から第5条まで、第16条、第19条、第23条又は第26条の規定(以下この条において「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>2 法第86条第2項の規定による認定又は同条第4項の規定による許可を受けた一定の一団の土地の区域内に<u>おける</u>各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 法第86条第10項に規定する公告対象区域内の法第86条の2第1項の規定による認定又は同条第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、前2項の規定を準用する。</p>

兵庫県公報

令和5年3月22日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課） …	8
○ 退職手当基金条例（人事課） ……………	8
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（同） ……………	9
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同） ……………	9
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同） ……………	13
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課） ……………	14
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課） ……………	21
○ 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（生活安全課） ……………	27
○ 兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（こども政策課） ……………	31
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（地域産業立地課） ……………	31
○ 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例（観光振興課） ……………	34
○ 兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例（建築指導課） ……………	36
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（同） ……………	37
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課） ……………	37
○ 兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（特別支援教育課） ……………	37
○ 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（社会教育課） ……………	38
○ 教育委員会の職務権限の特例に関する条例（スポーツ振興課） ……………	38

公布された法令のあらまし

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成工事規制区域の指定制度が廃止され、宅地造成工事等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定制度が創設されるとともに、既に指定がされている宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、一定の期間、改正前の宅地造成等規制法の規定が適用されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎退職手当基金条例（条例第9号）

職員の定年等に関する条例の一部改正により職員の定年が段階的に上げられることに伴い、会計年度ごとに退職手当の支給額の総額が大幅に増減することとなることを踏まえ、退職手当の支給に要する経費の財源を安定的に確保するため、退職手当基金を設置することとした。

◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 児童福祉司等の配置基準に対応し、及び感染症対策の体制の強化を図るため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 2 スポーツに関する業務を教育委員会の事務部局から知事の事務部局へ移管することに伴い、知事の事務部局の職員の定数を増員し、教育委員会の事務部局の職員の定数を減員することとした。
- 3 兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける稼働病床数の増加等診療機能の充実を図るため、病院事業の職員の定数を増員することとした。

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

県政改革方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、行政職7級相当の職員の管理職手当の抑制措置を緩和した上で引き続き実施する等、関係条例について所要の整備を行うこととした。

◎特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

◎使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立都市公園条例
- 4 警察手数料徴収条例

◎兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第14号）

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行うこととした。

◎犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（条例第15号）

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、民間支援団体及び市町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等への理解の促進を図るための犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定することとした。

1 定義

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうものとする。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいうものとする。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建、犯罪被害者等への理解の促進その他の犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいうものとする。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接の被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、人々の理解のない言動又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいうものとする。
- (5) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいうものとする。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいうものとする。

2 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されることを旨として推進されなければならないものとする。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して推進されなければならないものとする。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならないものとする。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないものとする。

3 県の責務

- (1) 県は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。
- (2) 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県民の責務

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものとする。
- (2) 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよ

う努めなければならないものとする。

5 事業者の責務

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならないものとする。
- (2) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等であるその従業員に必要な支援を行うよう努めるとともに、その就業に十分配慮するよう努めなければならないものとする。
- (3) 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

6 民間支援団体の責務

- (1) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援を行うよう努めなければならないものとする。
- (2) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

7 市町の責務

- (1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとする。
- (2) 市町は、基本理念にのっとり、国及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

8 支援に関する計画

- (1) 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 犯罪被害者等支援についての基本的な方針
 - イ 犯罪被害者等支援に関する施策
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等をはじめ広く県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) (3)及び(4)は、支援計画の変更について準用するものとする。

9 支援体制の整備

県は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して、犯罪被害者等が必要とする支援が適切に提供されるよう、総合的な支援窓口を設置するとともに、当該関係する者が情報又は意見を交換する場を設ける等、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

10 財政上の措置等

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

11 個人情報の適切な取扱い

県及び市町の職員、民間支援団体の職員その他の犯罪被害者等支援に関する業務に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に取り扱わなければならないものとする。

12 相談、情報の提供等

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

13 損害賠償の請求に関する情報の提供等

県は、犯罪被害者等が行う犯罪等に起因する損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、当該請求に関し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

る。

14 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、その年齢、心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を実施するものとする。

15 安全の確保

県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を実施するものとする。

16 居住の安定等

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

17 雇用の安定等

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

18 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等

県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、当該手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

19 経済的負担の軽減

県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

20 重大な犯罪等への対応

県は、死傷者が多数に上る事案その他の重大な犯罪等が県内で発生した場合において、その犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、当該犯罪等に対応するための支援の体制を整備し、必要な支援を実施するものとする。

21 県内に住所を有しない者への支援等

(1) 県は、県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、当該犯罪等により犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

(2) 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該被害を受けた場所の所在地の都道府県、当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、必要な支援を実施するものとする。

22 保護、捜査等の過程における配慮等

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、その負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修及び啓発、専門的な知識又は技能を有する職員の配置、関係機関との連携協力体制の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

23 県民及び事業者の理解促進

県は、県民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

24 民間支援団体に対する援助

県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

25 児童、生徒等に対する教育

- (1) 県は、児童、生徒等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。
- (2) 県は、犯罪等に起因して犯罪被害者等である児童、生徒等が教育を受けることが妨げられることのないよう、必要な施策を実施するものとする。

26 人材の育成

- (1) 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員、民間支援団体の職員その他の者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修を実施するものとする。
- (2) (1)のほか、県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

◎兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（条例第16号）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

◎産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

技術革新の進展に即応した高度な技術を活用した持続的な成長が見込まれる重点立地促進事業、大阪湾臨海地域等の特定臨海地域内における立地促進事業等を法人の事業税及び不動産取得税の不均一課税の軽減率の上乗せの対象とする等、法人の事業税及び不動産取得税の不均一課税について見直しを行うこととした。

◎高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例（条例第18号）

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備することにより、持続可能な観光地域づくりの推進及びユニバーサル社会の実現に寄与するため、この条例を制定することとした。

1 定義

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動又は宿泊に困難を伴う者をいうものとする。
- (2) 観光関連事業者 次に掲げる者をいうものとする。
 - ア 旅行業法に規定する旅行業、旅行業者代理業その他の旅行に関する事業を営む者
 - イ 旅館業法に規定する旅館業、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業その他の宿泊に関する事業を営む者
 - ウ 鉄道事業法に規定する鉄道事業、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業、海上運送法に規定する船舶運航事業その他の旅客の運送に関する事業を営む者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、観光に関する事業を営む者
- (3) 支援団体等 高齢者、障害者等の円滑な旅行の支援を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の者をいうものとする。
- (4) 受入体制 観光関連事業者が高齢者、障害者等の来訪及び滞在を受け入れるための体制をいうものとする。

2 基本理念

- (1) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。
- (2) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が、単独で又は家族その他の者と共に、安全で快適な旅行を楽しむことができるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、県、市町、観光関連事業者及び支援団体等の連携並びに県民の協力の下、行われなければならないものとする。
- (4) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、次に掲げる事項に関する取組を通じて、行われなければならないものとする。
 - ア 高齢者、障害者等に対する接遇の向上等による受入体制の充実
 - イ 高齢者、障害者等、観光関連事業者その他の関係者が必要な情報、知識又は技能を得られる機会の確保
 - ウ 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する気運の醸成

3 県の責務

- (1) 県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者、障害者等が円滑に旅行す

ることができる環境の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (2) 県は、(1)の施策の実施に当たっては、市町、観光関連事業者及び支援団体等と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

4 市町の役割

- (1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の特性を生かした高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- (2) 市町は、県が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5 観光関連事業者の役割

- (1) 観光関連事業者は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、自らの事業活動において、受入体制の充実に努めるものとする。

- (2) 観光関連事業者は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 支援団体等の役割

- (1) 支援団体等は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等又は観光関連事業者が必要とする支援の内容に応じ、適切な支援を行うよう努めるものとする。

- (2) 支援団体等は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 県民の役割

- (1) 県民は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

- (2) 県民は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

8 計画の策定

- (1) 知事は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を推進するため、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

- (2) 計画に定める事項は、次のとおりとするものとする。

ア 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する取組方針

イ 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関して必要な事項

- (3) 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であって、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないものとする。

- (4) 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

9 観光関連事業者及び支援団体等相互の連携

県は、観光関連事業者及び支援団体等の連絡体制の整備、受入体制の充実に係る観光関連事業者及び支援団体等との協議の場の設置その他の観光関連事業者及び支援団体等相互の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

10 観光関連事業者に対する支援

県は、観光関連事業者に対し、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関し専門的知識を有する者の助言を受ける機会の提供その他の受入体制の充実に必要な支援を行うものとする。

11 観光関連事業者の登録

- (1) 知事は、高齢者、障害者等の心身の状態に応じて必要な配慮を行い、受入体制の充実に取り組む観光関連事業者であって、高齢者、障害者等に対するサービスの内容、情報の発信方法その他の受入体制に関する基準として知事が定めるものに適合するものを、高齢者、障害者等の受入に積極的な観光関連事業者として登録することができるものとする。

- (2) (1)の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、知事が定めるところにより、申請書を知事

に提出しなければならないものとする。

- (3) 知事は、(1)の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- (4) 登録を受けた者（以下「登録観光関連事業者」という。）は、知事が定めるところにより、登録観光関連事業者である旨の表示をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。
- (6) 県は、登録観光関連事業者に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

12 人材の育成

県は、観光関連事業者及び支援団体等を対象とする高齢者、障害者等に対する接遇の向上による受入体制の充実を図る研修の実施その他の高齢者、障害者等の円滑な旅行に資するサービスを提供する人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

13 相談員

- (1) 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備を推進するための相談員（以下「相談員」という。）を養成するものとする。
- (2) 県は、相談員を養成するに当たり、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。
- (3) 相談員は、高齢者、障害者等、観光関連事業者又は支援団体等からの求めに応じて、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を行うものとする。

14 普及啓発

県は、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性について理解を深めることができるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

15 情報提供

県は、高齢者、障害者等、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等の円滑な旅行のために有用な情報を容易に入手することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

16 財政上の措置

県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

17 推進体制の整備

県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

◎兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例（条例第19号）

宅地造成等規制法の一部改正により、特定盛土等規制区域の指定制度が創設されること等に伴い、兵庫県開発審査会の所掌事務に特定盛土等規制区域の指定に関するものを加える等所要の整備を行うこととした。

◎建築基準条例の一部を改正する条例（条例第20号）

建築基準法の一部改正により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定等の対象に大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「大規模修繕等」という。）をする建築物が追加されることに伴い、条例で付加する基準の特例の対象についても大規模修繕等をする建築物を追加する等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第21号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。

◎兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

兵庫県立教育研修所と兵庫県立特別支援教育センターの連携により研修機能の強化を図るため、兵庫県立特別支援教育センターを移転することとし、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第23号）

博物館法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 2 青少年愛護条例
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- 4 旅館業法施行条例
- 5 動物の愛護及び管理に関する条例

6 暴力団排除条例

◎教育委員会の職務権限の特例に関する条例（条例第24号）

知事のもとスポーツ行政を総合的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を知事が管理し、及び執行することとした。

条 例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第8号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）を次のように改正する。

本則の表40の部(1)の項を削り、同部(2)の項中「法に」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この部において「法」という。）及び法の施行のための規則に」に改め、同項ス中「及び第22条第3項」を削り、同項ト及びナ中「(法第23条において準用する場合を含む。）」を削り、同項事務の欄に次のように加える。

ニ 宅地造成等規制法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第 号）の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この部において「省令」という。）第30条の規定による書面の交付に関する事務

ヌ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの

本則の表40の部中(2)の項を(1)の項とし、(3)の項及び(4)の項を削り、(5)の項を(2)の項とする。

本則の表51の部(1)の項及び(2)の項を次のように改める。

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第16条の2第2項の規定による命令に関する事務（法第38条の3の規定による届出があった液化石油ガス設備工事に係るものに限る。） イ 法第38条の3の規定による届出の受理に関する事務	各市町（神戸市を除く。）
(2) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第82条第1項の規定による報告の徴収に関する事務（法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。イ及び(4)において同じ。） イ 法第83条第1項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務	各町

本則の表51の部(3)の項から(9)の項までを削り、同部(10)の項中「(2)」を「(1)ア」に改め、「各市町」の右に「(神戸市を除く。）」を加え、同項を同部(3)の項とし、同部中(11)の項を削り、(12)の項を(4)の項とし、(13)の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、本則の表40の部の改正規定は、同年5月26日から施行する。



退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第9号

退職手当基金条例

(設置)

第1条 県は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する県職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。）を除く。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員の退職手当（以下「退職手当」という。）の支給に要する経費の財源を確保するため、退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第10号

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,219人」を「6,273人」に、「538人」を「541人」に、「438人」を「424人」に、「101人」を「98人」に、「19,656人」を「19,696人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第2条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「7,474人」を「7,675人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第11号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「単純な労務に雇用される一般職に属する者」を「技能労務職員」に改める。

第1条中「単純な労務に雇用される一般職に属する者（企業職員を除く）」を「技能労務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）以外のものをいう）」に改める。

第2条中「（昭和25年法律第261号）」を削り、「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

第16条の4第2項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

第17条第3項中「事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、」を削り、「、当該異動又は事務所等の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの」を「人事委員会規則で定めるもののうち、」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第17条の2第3項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

「第5章 単純な労務に雇用される一般職に属する者の給与の種類及び基準」を「第5章 技能労務職員の給与の種類及び基準」に改める。

第39条中「単純な労務に雇用される一般職に属する者」を「技能労務職員」に改める。

附則第3条中「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

附則第4条中「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「100分の12」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる職員 100分の12

- ア 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級以上であるもの
- イ 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級であるもの
- ウ 看護職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの
- エ 警察職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級であるもの

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の8

附則第5条中「令和4年」を「令和5年」に改める。

附則第6条第3項を削る。

別表第6の9級の項中「局長」を「次長」に改める。

第2条 職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「8級」を「7級」に改める。

第15条第1項中「が10級」を「が9級」に、「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同条第3項中「が9級」を「が8級」に、「行政職9級職員等」を「行政職8級職員等」に改める。

第16条第1項、第2項並びに第3項第2号及び第3号中「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同項第4号中「行政職9級職員等」を「行政職8級職員等」に、「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同項第5号中「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同項第6号中「行政職9級職員等」を「行政職8級職員等」に、「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改める。

第25条第2項及び附則第4条第1号ア中「8級」を「7級」に改める。

別表第1中

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	------

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

別表第6職務の級の欄中「2級」を「1級」に、「3級」を「2級」に、「4級」を「3級」に、「5級」を「4級」に、「6級」を「5級」に、「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に、「9級」を「8級」に、「10級」を「9級」に、「特10級」を「10級」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「又は単純な労務に雇用される者」を「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)又は技能労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)」に改める。

第19条第3項中「学校等を異にする異動又は在勤する学校等の移転に伴い、所在する地域を異にする学校等に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、」を削り、「、当該異動又は学校等の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの」を「人事委員会規則で定めるもののうち、」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第19条の2第3項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

附則第3条中「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「100分の12」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる職員 100分の12

ア 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級であるもの

イ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級であるもの

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の8

附則第4条第3項を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、単純な労務に雇用される者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。)、技能労務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。)及び同法」に改める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

(1) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和38年兵庫県条例第31号)第4条

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第2条及び第15条第1項第3号

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業職員」の右に「(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)」を加え、「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員(地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)」に改める。

第8条及び第9条(見出しを含む。)中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

(職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

(1) 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)第9条、第10条の7及び第11条

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第7条第1項、第8条第1項及び第9条第2項

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正

する。

第4条中「単純労務職員」を「技能労務職員」に、「職員であつて」を「者であつて」に改める。

第5条、第8条（見出しを含む。）及び第14条中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

（職員の子育て支援に関する条例の一部改正）

第9条 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改め、同条中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

第9条及び第23条第1項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第10条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「単純な労務に雇用される」を「技能労務職員である」に改める。

第2条及び第3条第2項第1号中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

「第4章 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準」を「第4章 技能労務職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準」に改める。

第15条中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第13項までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成8年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とし、附則第19項を附則第18項とする。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成8年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とし、附則第19項を附則第18項とする。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2旅費の額の欄中「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に改める。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

5 職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第29条第3号中「9級」を「8級」に改める。

第30条第1号ア及びイ中「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に改め、同条第3号中「9級」を「8級」に改める。

別表第2(1)の部区分の欄及び(2)の部区分の欄中「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

6 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「8級」を「7級」に改める。

第17条第1項中「行政職給料表10級」を「行政職給料表9級」に、「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同条第3項中「行政職給料表9級」を「行政職給料表8級」に、「行政職9級職員等」を「行政職8級職員等」に改める。

第18条第1項、第2項並びに第3項第2号及び第3号中「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同項第4号中「行政職9級職員等」を「行政職8級職員等」に、「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同項第5号中「行政職10級以上職員等」を「行政職9級以上職員等」に改め、同項第6号中「行政職9級職員等」を「行政職8級職員等」に、「行政職10級以上職員等」を「行政職

9級以上職員等」に改める。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

7 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第2(5)の部鉄道賃の項から航空賃の項までの規定中「特10級」を「10級」に改め、同部その他の旅費の項中「6級」を「5級」に改める。

(証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正)

8 証人等の費用弁償等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「3級」を「2級」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条中「6級」を「5級」に改める。

(精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正)

10 次に掲げる条例の規定中「8級」を「7級」に改める。

(1) 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第60号)第6条第1項

(2) 労働委員会の幹旋員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第61号)第6条

(3) 土地収用法によるあっせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第62号)第5条

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

11 次に掲げる条例の規定中「10級」を「9級」に改める。

(1) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)第4条第1項

(2) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年兵庫県条例第18号)第5条第1項

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

12 職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号ア中「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に改め、同号イ中「6級」を「5級」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

13 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「、同条第2号の研究職給料表又は同条第4号の看護職給料表」を「又は同条第3号の医師・歯科医師職給料表」に、「2級」を「1級」に改め、同条第2号中「第8条第3号の医師・歯科医師職給料表」を「第8条第2号の研究職給料表又は同条第4号の看護職給料表」に、「当該」を「それぞれの」に、「1級」を「2級」に改める。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第12号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年4月分から令和5年3月分まで」を「令和5年4月分から令和6年3月分まで」に改める。

附則第4項中「令和4年6月」を「令和5年6月」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第13号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の15の部(1)の款中

「

2,000円

」

を

「

2,000円(法第20条第2項の規定の適用を受け る場合にあつては、4,000円)
--

」

に改め、同部(3)の款を削り、同表26の部(4)の款中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の右に「シーケンス制御」を加える。

別表第4の21の部(18)の款の次に次のように加える。

(18)の2 建築物の容積率の特例 認定申請手数料	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物 の容積率に関する特例の認定の申請に対する 審査	27,000円
------------------------------	---	---------

別表第4の21の部(21)の款中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同部(23)の款中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同部(25)の4の款の次に次のように加える。

(25)の5 高度地区内における建 築物の高さの特例許可申請手 数料	法第58条第2項の規定に基づく高度地区内 における建築物の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査	160,000円
--	--	----------

別表第4の27の部(2)の款中「400円」を「800円」に改め、同部(3)の款中「獣医師」の右に「又は知事が登録した飼養衛生管理者」を加え、同表28の2の部(1)の款中

「

開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超 え3ヘクタール未満の場合	390,000円
---------------------------------------	----------

」

を

「

開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを 超え1ヘクタール未満の場合	260,000円
開発行為に係る森林の面積が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満の場合	390,000円

」

に改め、同表43の部(1)の款及び45の部備考1中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表57の部中「第115条第1項」を「第116条第1項」に改め、同表58の部(6)の款中「1,800円」を「1,400円」に改め、同表66の部(2)の款中「(以下この部において「性能評価書」という。)」を削り、

建築物（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この部において同じ。）の住戸の部分に係る新築等計画である場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
	性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

建築物全体に係る新築等計画である場合（住宅の用に供する部分（以下この部において「住宅部分」という。）に限る。）	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上	373,000円

を
「

一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合（住宅の用に供する部分（以下この部において「住宅部分」という。）に限る。）	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上	373,000円
	全ての住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上	915,000円

に、「建築物全体に係る新築等計画である場合（住宅部分）」を「一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合（住宅部分）」に、「建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査

又は研究の結果に基づく計算方法として知事が別に定めるものにより算出する」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による」に改め、同部(3)の款及び(4)の款中「住戸又は」を削り、同部備考2を削り、同部備考3を同部備考2とし、同表67の部(1)の款中「平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。」を削り、同部(4)の款中

「

住宅建築物に係る性能向上	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
計画である場合	一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
		住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

」

を

住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「誘導仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		42,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の場合	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円

			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円	

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

に改め、同部(7)の款中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準（以下この部において「モデル共同住宅基準」という。）」を「モデル住宅基準」に改め、「モデル共同住宅基準」を削る。

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立丹波の森公苑の部中

アトリエ (1棟につき)	宿泊をしない場合	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
	宿泊をする場合	1泊につき 3,700円					

を

里山スクエア	1人1時間につき 300円
--------	---------------

に、

- 6 「1泊」とは、9時から翌日の8時までの利用をいう。
- 7 アトリエを8泊以上継続して利用する場合は、当該利用期間のうち、8泊以上15泊未満の期間にあつては1棟1泊につき1,900円、15泊以上の期間にあつては1棟1泊につき1,200円とする。
- 8 5により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

を

「

6 5により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
--

」

に改める。

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第3条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3中3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部から12の部までを4の部から11の部までとする。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第4条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表8の部中(11)の款を(13)の款とし、(10)の款を(12)の款とし、(9)の款の次に次のように加える。

(10) 特定自動運行許可申請手数料	法第75条の12第1項の規定に基づき特定自動運行の許可を受けようとする者	79,200円
(11) 特定自動運行計画変更許可申請手数料	法第75条の16第1項の規定に基づき特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者	78,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の57の部、66の部及び67の部の改正規定並びに第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の15の部の改正規定 令和5年3月27日
- (3) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部及び45の部の改正規定 令和5年5月26日



兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第14号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「によって」を「により」に改める。

第27条第1項の表(1)の項エ中「保険業法」の右に「(平成7年法律第105号)」を加える。

第33条第2項中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改める。

第36条第1項第3号中「第72条の29第1項」の右に「又は第5項」を加える。

第77条第2項中「第173条第3項」を「第113条の10第3項」に改める。

第102条に次の1項を加える。

- 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第1条(C)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第105条の2及び第113条の10第9項において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第105条の次に次の1条を加える。

第105条の2 オーストラリア軍隊が、第102条第4項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場

合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第101条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第113条の10第1項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「承認を受けている」を「規定の適用を受ける」に改め、「当該承認に係る」を削り、「第9項」を「第10項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第120条第4項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、同条第5項中「第1号イ、第2号及び第3号イ」を「第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロ」に改める。

附則第9条の6第2項中「令和5年度」を「令和10年度」に改める。

附則第9条の7第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

第10条の2 削除

附則第13条中「第747条の3第1項第3号」を「第747条の2第1項第3号」に改める。

附則第15条の2中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に改める。

附則第15条の4及び第17条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第17条の3第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第21条の4第1項中「第3項において読み替えて適用する」を「次項において準用する」に改め、同条第2項中「及び第113条の3」を「から第113条の5まで、第113条の8及び第113条の9」に改め、「掲げる」との右に「、第113条の8第1項及び第113条の9第1項中「法第144条の31第4項又は第5項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項」とを加え、同条第3項の表以外の部分中「第113条の9」を「第113条」に改め、同項の表第113条の9第1項の項を次のように改める。

第113条第1項及び第3項	第104条又は第105条	第104条、第105条又は附則第21条の4第1項
---------------	--------------	--------------------------

附則第21条の4に次の1項を加える。

6 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った第102条第4項に規定するオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第102条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第21条の6の2第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項第3号イ」の右に「若しくはロ」を、「掲げる軽油自動車」の右に「(法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第21条の7第2項を削る。

附則第21条の8第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項中「令和3年10月31日」を「令和6年4月30日」に、「525万円」を「350万円」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「附則第12条の2の13第6項」を「附則第12条の2の13第5項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第12条の2の13第6項に規定する乗用車、同項に規定するバス又は同項に規定するトラック(以下この項において「乗用車等」という。)で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該乗用車等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

附則第22条第3項から第8項までを削り、同条第9項中「附則第12条の3第5項各号」を「附則第12条の3第2項各号」に改め、「(自家用の乗用車を除く。)」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年

度の翌年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	2,000円	6,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500円	8,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500円	9,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500円	11,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000円	12,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500円	14,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500円	16,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000円	19,000円
トラック（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000円	22,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500円	27,500円
	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
普通自動車に属するけん引車	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
小型自動車に属するけん引車	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
バス（三輪の小型自動車を除く。以下この款において同じ。）	小型自動車に属するけん引車	2,000円	3,000円
	一般乗合用バス		
バス（三輪の小型自動車を除く。以下この款において同じ。）	乗車定員が30人以下のもの	3,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	7,500円	—
	一般乗合用バス以外のバス		
	乗車定員が30人以下のもの	7,000円	8,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000円	10,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500円	12,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000円	14,500円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000円	16,500円
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500円	18,500円
乗車定員が80人を超えるもの	16,000円	21,000円	

三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	1,500円	1,500円
	最大積載量が1トンを超えるもの	2,000円	2,500円
	けん引車	1,000円	1,500円
	乗用車	1,500円	1,500円
	特種用途車	1,500円	1,500円
特種用途車 (三輪の小型自動車を除く。)	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 ^{じんがい} 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	2,000円	2,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	2,500円	3,000円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	3,000円	4,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	4,000円	5,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	5,000円	6,500円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	5,500円	7,500円
	車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	6,500円	9,000円
	車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	7,500円	10,500円
	車両重量が16トンを超えるもの	7,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,600円を加算した額

キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	—	5,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	6,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	7,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	9,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	10,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	11,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	13,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	15,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	17,500円
	総排気量が6リットルを超えるもの	—	22,000円
霊きゆう車	普通自動車に属するもの	2,500円	—
	小型自動車に属するもの	2,500円	—
その他	普通自動車に属するもの	5,500円	7,500円
	小型自動車に属するもの	2,500円	3,000円

附則第22条第9項を同条第3項とし、同条第10項中「附則第22条第9項」を「附則第22条第3項」に、「同条第10項」を「同条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第11項中「附則第12条の3第6項各号」を「附則第12条の3第3項各号」に、「第9項」を「第3項」に改め、「当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第5項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の区分		税率（年額）
営業用の乗 用車（三輪 の小型自動 車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	4,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	20,500円	
営業用の三 輪の小型自 動車	乗用車	2,500円

附則第22条第11項を同条第5項とし、同条第12項中「附則第22条第11項」を「附則第22条第5項」に、「同条第12項」を「同条第6項」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第27条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第29条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第33条の見出し中「特定中小会社」を「特定中小会社等」に改め、同条第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に改め、「あったものを除く。」の右に「）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式（以下この項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令第 条に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。」を加え、「租税特別措置法第37条の13の2第1項」を「同法第37条の13の3第

1項に、「特定株式が」を「特定株式（設立特定株式を含む。以下この条において同じ。）が」に改め、同条第6項中「第37条の13の2第8項」を「第37条の13の3第8項」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第11条中「公示送達は」の右に「、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第 条に規定する方法により不特定多数の者が公示事項（法第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに」を加え、「又は」を「若しくは」に、「掲示して」を「公示事項が記載された書面を掲示し、又は課税地を管轄する県民局若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に公示事項を表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

第40条第1項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第120条第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同条第2項中「、第4項及び第5項」を「及び第4項から第6項まで」に改め、同条第3項中「、次項及び第5項」を「及び次項から第6項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車に対して課する環境性能割の税率は、法第157条第6項において準用する同条第1項（第3号トに係る部分に限る。）に該当する自動車にあっては100分の1と、同条第6項において準用する同条第2項（第3号ホに係る部分に限る。）に該当する自動車にあっては100分の2とする。

附則第21条の6の2第2項を削る。

附則第21条の7中「及び第5項」を「から第6項までの規定」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中兵庫県税条例第27条第1項及び第77条第2項の改正規定、同条例第113条の10の改正規定（同条第3項中「承認を受けている」を「規定の適用を受ける」に改め、「当該承認に係る」を削る部分に限る。）並びに同条例附則第10条の2、第13条及び第21条の4第1項から第3項までの改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中兵庫県税条例第120条第4項及び第5項並びに附則第33条の改正規定並びに附則第4項及び第11項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第2条（第5号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第13項の規定 令和7年4月1日
 - (4) 第1条中兵庫県税条例第102条に1項を加える改正規定、同条例第105条の次に1項を加える改正規定、同条例第113条の10の改正規定（同条第3項中「承認を受けている」を「規定の適用を受ける」に改め、「当該承認に係る」を削る部分を除く。）及び同条例附則第21条の4に1項を加える改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
 - (5) 第2条中兵庫県税条例第11条及び第40条の改正規定並びに附則第2項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の兵庫県税条例第11条の規定は、前項第5号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。（県民税に関する経過措置）
- 3 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）附則第9条の6第2項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和5年1月1日以後に支出する公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金について適用する。
- 4 新条例附則第33条の規定は、同条第1項の県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第10条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項に規定する特定株式及び新租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する設立特定株式について適用し、第1条の規定による改正前の兵庫県税条例（附則第6項において「旧条例」という。）附則第33条第1

項の県民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした所得税法等改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新条例第36条第1項第3号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧条例第36条第1項第4号の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

7 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

8 新条例第102条第4項及び第105条の2の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日(次項において「4号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

9 新条例附則第21条の4第6項の規定は、4号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、4号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

11 新条例第120条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

12 新条例附則第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

13 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。



犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第15号

犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 推進の体制等(第9条—第12条)

第3章 基本的な施策(第13条—第27条)

附則

誰もが安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会の実現は、全ての県民の願いである。本県では、人

と人、人と地域のきずなを強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動を展開するなど、安全で安心な兵庫の実現に向けた取組を行っている。

しかしながら、依然として、多くの人々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。犯罪被害者等は、犯罪等による直接の被害だけでなく、これに起因する心身の不調や経済的な問題、さらには、周囲の人々の無理解や心ない言動などによる二次被害にも苦しめられている。

このような状況にある犯罪被害者等の尊厳が尊重され、犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すことは、犯罪被害者等の権利であり、守られるべきものである。

その権利の保護のためには、官民の連携の下、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を提供するとともに、県民や事業者等が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等を社会全体で支えていかなければならない。

このような認識に基づき、犯罪被害者等の権利利益が守られ、犯罪被害者等が孤立することなく、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、民間支援団体及び市町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等への理解の促進を図るための犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者(以下「犯罪被害者」という。)及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建、犯罪被害者等への理解の促進その他の犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接の被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、人々の理解のない言動又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等であるその従業員に必要な支援を行うよう努めるとともに、その就業に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援を行うよう努めなければならない。

2 民間支援団体は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市町は、基本理念にのっとり、国及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 推進の体制等

(支援に関する計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援についての基本的な方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等をはじめ広く県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(支援体制の整備)

第10条 県は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して、犯罪被害者等が必要とする支援が適切に提供されるよう、総合的な支援窓口を設置するとともに、当該関係する者が情報又は意見を交換する場を設ける等、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置等)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

第12条 県及び市町の職員、民間支援団体の職員その他の犯罪被害者等支援に関する業務に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第3章 基本的な施策

(相談、情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供等)

第14条 県は、犯罪被害者等が行う犯罪等に起因する損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、当該請求に関し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第15条 県は、犯罪被害者等が心的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、その年齢、心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を実施するものとする。

(居住の安定等)

第17条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(雇用の安定等)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等)

第19条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、当該手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(経済的負担の軽減)

第20条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

(重大な犯罪等への対応)

第21条 県は、死傷者が多数に上る事案その他の重大な犯罪等が県内で発生した場合において、その犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、当該犯罪等に対応するための支援の体制を整備し、必要な支援を実施するものとする。

(県内に住所を有しない者への支援等)

第22条 県は、県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、当該犯罪等により犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に関して専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けたときは、当該被害を受けた場所の所在地の都道府県、当該都道府県に所在する民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、必要な支援を実施するものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第23条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、その負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修及び啓発、専門的な知識又は技能を有する職員の配置、関係機関との連携協力体制の整備その他の必要な施策を実施するものとする。

(県民及び事業者の理解促進)

第24条 県は、県民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害

が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第25条 県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を実施するものとする。

(児童、生徒等に対する教育)

第26条 県は、児童、生徒等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。

2 県は、犯罪等に起因して犯罪被害者等である児童、生徒等が教育を受けることが妨げられることのないよう、必要な施策を実施するものとする。

(人材の育成)

第27条 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員、民間支援団体の職員その他の者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第16号

兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

兵庫県子ども・子育て会議条例（平成25年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第17号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 重点立地促進事業 立地促進事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な技術を活用し、かつ、持続的な成長が見込まれるものとして規則で定めるものをいう。

(3) 本社機能立地事業 立地促進事業のうち、本社機能を担う事業所の移転又は新增設を行った者が行う事業をいう。

(4) 試験研究施設立地事業 立地促進事業のうち、試験研究施設の移転又は新增設を行った者が行う事業をいう。

(5) サプライチェーン対策事業 立地促進事業のうち、国際的な武力紛争、大規模な災害、感染症のまん延その他の経済社会情勢の著しい変化に対処するために行う次に掲げる事業をいう。

ア 国外に有する生産施設において製造する製品又はこれに類する製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

イ 国内の生産施設の稼働に必要な製品で国外からの輸入に依存している製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業

第2条第6号及び第7号を削る。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「第7条第2項の促進地域」を「第5条第2項の投資促進地域」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条の見出し中「促進地域」を「投資促進地域」に改め、同条第1項中「立地促進事業等」を「次の各号のいずれかに該当する地域のうち、立地促進事業」に、「促進地域」を「投資促進地域」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 特定臨海地域（大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第2条第1項に規定する大阪湾臨海地域又は港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾をその区域に含む県内の市町の区域及びこれらに準ずる地域をいう。）

(2) 多自然地域（豊かな自然環境を有する地域であって、その地域の特性を生かした産業立地を促進すべきものをいう。）

第7条第2項中「促進地域」を「投資促進地域」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項を次のように改める。

立地促進事業であって、産業の活性化又は新たな雇用の創出に特に寄与するものとして規則で定める要件を満たすものを開始した法人に対して課する当該立地促進事業に係る事業税の額は、当該立地促進事業に係る課税標準として規則で定めるところにより計算した額に兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）第34条並びに附則第11条、第38条及び第39条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該法人が当該立地促進事業を開始した日の属する事業年度内に当該立地促進事業を実施しなくなった場合は、この限りでない。

(1) 重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業若しくはサプライチェーン対策事業又は投資促進地域内における立地促進事業 2分の1

(2) 前号に掲げる立地促進事業以外の立地促進事業 3分の1

第8条第3項中「第1項の表の左欄に掲げる事業」を「立地促進事業」に、「当該事業」を「当該立地促進事業」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（不動産取得税の不均一課税）

第7条 県の区域内において新設され、又は増設された立地促進事業に係る施設であって、当該立地促進事業の実施に著しく資するものとして規則で定めるもの（以下「立地促進事業施設」という。）の用に供する家屋を建設した場合における当該家屋（以下「立地促進事業家屋」という。）又はその敷地である土地（当該立地促進事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の取得に係る不動産取得税の額は、県税条例第49条及び附則第16条第1項の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該立地促進事業家屋（当該立地促進事業施設の用に供する部分に限る。以下この条において同じ。）又はその敷地である土地の価格（当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地の取得に県税条例附則第18条第1項その他の課税標準の特例の規定の適用がある場合には、その適用後の額）に当該税率を乗じて得た額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合に相当する金額（当該立地促進事業家屋又はその敷地である土地に係る当該金額の合計額が2億円を超える場合には、2億円）を控除した金額とする。

(1) 重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業若しくはサプライチェーン対策事業に係る立地促進事業家屋若しくは投資促進地域内において新設され、若しくは増設された立地促進事業家屋又はこれらの立地促進事業家屋の敷地である土地 2分の1

(2) 前号に掲げる立地促進事業家屋以外の立地促進事業家屋又はその敷地である土地 3分の1

2 前項の立地促進事業家屋の敷地である土地の取得は、その取得の日の翌日から起算して1年（当該立地促進事業家屋を建設しようとする者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業家屋の建設（当該立地促進事業施設の用に供する土地で規則で定めるものを含む土地の取得については、当該立地促進事業施設の設置）の着手があった場合における当該立地促進事業家屋の敷地である土地の取得に限る。

第9条の前の見出し及び同条から第11条までを削る。

第12条第1項中「第8条」を「第6条」に改め、同条第2項中「前3条」を「前条」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「第9条から第11条まで」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第14条中「立地促進事業等」を「立地促進事業」に改め、同条を第10条とし、第15条を第11条とし、第16条を第12条とする。

附則第2項を削る。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第8条第1項の表の左欄に掲げる事業」を「立地促進事業」に、「同条」を「第6条」に、「第12条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(失効に伴う経過措置)」を付する。

附則第5項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第9条第1項若しくは第2項に規定する家屋若しくはその敷地である土地を取得した場合、第10条に規定する家屋若しくはその敷地である土地を取得した場合又は第11条に規定する家屋若しくは」を「第7条第1項に規定する家屋又は」に、「これら家屋若しくは」を「当該家屋又は」に、「第9条から第11条まで及び第12条第2項」を「同項及び第8条第2項」に、「附則第3項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「指定拠点地区内」を「県内」に、「立地促進事業等」を「立地促進事業」に、「第14条」を「第10条」に、「附則第3項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出し、同項から附則第11項まで、附則第12項の前の見出し及び同項から附則第14項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその行おうとする事業が産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第2条第1号に規定する立地促進事業（以下「立地促進事業」という。）に該当するものである旨の知事の確認を受けた法人に対して課する当該立地促進事業に係る事業税について適用し、施行日前にその行おうとする事業がこの条例による改正前の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第2項第2号に規定する立地促進事業等（以下「立地促進事業等」という。）に該当するものである旨の知事の確認を受けた法人に対して課する当該立地促進事業等に係る事業税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第7条第1項の規定は、施行日以後に立地促進事業に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業に係る同項に規定する家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税について適用し、施行日前に立地促進事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業に係る改正前の条例第9条第1項若しくは第2項に規定する家屋若しくはその敷地である土地、改正前の条例第10条に規定する家屋若しくはその敷地である土地又は改正前の条例第11条に規定する家屋若しくはその敷地である土地を取得した場合におけるこれら家屋若しくは土地の取得に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第10条の規定は、施行日以後にその行おうとする事業が立地促進事業に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業者について適用し、施行日前にその行おうとする事業が立地促進事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業者については、なお従前の例による。



高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第18号

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的な施策（第8条—第17条）

附則

日々の生活を離れ、その土地ならではの風景、食、出会い、体験活動等を楽しむことができる旅行は、私たちの暮らしを豊かにする魅力を有している。

兵庫県では、国内外から兵庫県に訪れる旅行者の増加が見込まれる中、地域の環境、文化及び経済に配慮した持続可能な観光地域を目指し、多様な旅行者を受け入れるための基盤の整備や旅行者の観光地への来訪の促進に必要な情報の提供などに取り組んできた。また、国際社会において多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現が世界共通の目標とされる中、全ての人がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するとともに、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定し、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を進めてきた。

少子高齢化が急速に進展しており、さらには、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められている。全ての人を包摂する視点が旅行においても求められ、旅行するに当たりこれらの障壁となるものが多く、移動又は宿泊に困難を伴う高齢者、障害者等も、安全で快適な旅行を楽しむとともに、希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができる環境を整備することが喫緊の課題となっている。

このような認識に基づき、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備することにより、持続可能な観光地域づくりの推進及びユニバーサル社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動又は宿泊に困難を伴う者をいう。
- (2) 観光関連事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業、同条第2項に規定する旅行者代理業その他の旅行に関する事業を営む者
 - イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業その他の宿泊に関する事業を営む者
 - ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業その他の旅客の運送に関する事業を営む者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、観光に関する事業を営む者
- (3) 支援団体等 高齢者、障害者等の円滑な旅行の支援を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の者をいう。
- (4) 受入体制 観光関連事業者が高齢者、障害者等の来訪及び滞在を受け入れるための体制をいう。

（基本理念）

第2条 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が、単独で又は家族その他の者と共に、安全で快適な旅行を楽しむことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、県、市町、観光関連事業者及び支援団体

等の連携並びに県民の協力の下、行われなければならない。

4 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、次に掲げる事項に関する取組を通じて、行われなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等に対する接遇の向上等による受入体制の充実
 - (2) 高齢者、障害者等、観光関連事業者その他の関係者が必要な情報、知識又は技能を得られる機会の確保
 - (3) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する気運の醸成
- (県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町、観光関連事業者及び支援団体等と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の特性を生かした高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関連事業者の役割)

第5条 観光関連事業者は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、自らの事業活動において、受入体制の充実に努めるものとする。

2 観光関連事業者は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援団体等の役割)

第6条 支援団体等は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等又は観光関連事業者が必要とする支援の内容に応じ、適切な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援団体等は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的な施策

(計画の策定)

第8条 知事は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を推進するため、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する取組方針
- (2) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関して必要な事項

3 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であって、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(観光関連事業者及び支援団体等相互の連携)

第9条 県は、観光関連事業者及び支援団体等の連絡体制の整備、受入体制の充実に関する観光関連事業者及び支援団体等との協議の場の設置その他の観光関連事業者及び支援団体等相互の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(観光関連事業者に対する支援)

第10条 県は、観光関連事業者に対し、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関し専門的知識を有する者の助言を受ける機会の提供その他の受入体制の充実のために必要な支援を行うものとする。

(観光関連事業者の登録)

第11条 知事は、高齢者、障害者等の心身の状態に応じて必要な配慮を行い、受入体制の充実に取り組む観光関連事業者であって、高齢者、障害者等に対するサービスの内容、情報の発信方法その他の受入体制に関する基準として知事が定めるものに適合するものを、高齢者、障害者等の受入れに積極的な観光関連事業者として登録することができる。

- 2 前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、知事が定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 登録を受けた者(以下「登録観光関連事業者」という。)は、知事が定めるところにより、登録観光関連事業者である旨の表示をすることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。
- 6 県は、登録観光関連事業者に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、観光関連事業者及び支援団体等を対象とする高齢者、障害者等に対する接遇の向上による受入体制の充実を図る研修の実施その他の高齢者、障害者等の円滑な旅行に資するサービスを提供する人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(相談員)

第13条 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備を推進するための相談員(以下「相談員」という。)を養成するものとする。

- 2 県は、相談員を養成するに当たり、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。
- 3 相談員は、高齢者、障害者等、観光関連事業者又は支援団体等からの求めに応じて、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を行うものとする。

(普及啓発)

第14条 県は、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性について理解を深めることができるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供)

第15条 県は、高齢者、障害者等、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等の円滑な旅行のために有用な情報を容易に入手することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第19号

兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例

兵庫県開発審査会条例（昭和44年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同条第7号中「宅地に関する」を「宅地造成等に伴う」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「宅地造成等規制法第20条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定に関すること。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第20号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第27条の6第1項中「建築される」を「おいて建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、同条第2項中「存することとなる」を「おける」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第21号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「13,694人」を「13,789人」に、「7,726人」を「7,760人」に、「7,689人」を「7,640人」に、「3,433人」を「3,475人」に、「32,542人」を「32,664人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第22号

兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「神戸市中央区坂口通2丁目」を「加東市山国」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第23号

兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(青少年愛護条例の一部改正)

第2条 青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条の5第3項第5号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「博物館に相当する施設」を「指定施設」に、「第29条」を「第31条第2項」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 旅館業法施行条例(昭和39年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「博物館に相当する施設」を「指定施設」に、「第29条」を「第31条第2項」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「第29条の規定により文部科学大臣若しくは教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(暴力団排除条例の一部改正)

第6条 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第13条第5号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



教育委員会の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第24号

教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程(以下「法令等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(附属機関設置条例の一部改正)

3 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）によるスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
-----------	---

第2条の表スポーツ推進審議会の項を削る。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第54号の3を第54号の4とし、第54号の2を第54号の3とし、第54号の次に次の1号を加える。

(54)の2 スポーツ推進審議会

第1条第77号の2を削る。

別表第1地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	委員	日額	12,500円
-----------	----	----	---------

別表第1中

人と自然の博物館協議会	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円
スポーツ推進審議会	委員	日額	12,500円

を

人と自然の博物館協議会	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円

に改める。

別表第2地域安全まちづくり審議会の委員の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------	---------------------

別表第2中

人と自然の博物館協議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
スポーツ推進審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額

を

人と自然の博物館協議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------------	---------------------

に改める。

（兵庫県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

5 兵庫県スポーツ推進審議会条例（昭和37年兵庫県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。